

## 令和7年度島根県貨物自動車運送事業者燃料費緊急支援事業実施要領

### (趣 旨)

第1条 公益社団法人島根県トラック協会(以下「協会」という。)は、国の燃料油支援の縮小により影響を受ける県内の貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)に対し、事業者からの申請に基づき、貨物自動車運送事業者燃料費緊急応援金(以下「応援金」という。)を予算の範囲内で交付する。

### (事務局)

第2条 本事業における応援金の交付等に係る事務を遂行するため、協会に島根県貨物自動車運送事業者燃料費緊急支援事業事務局(以下「事務局」という。)を置く。

### (支援対象者)

第3条 応援金の交付対象となる事業者(以下「支援対象者」という。)は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 令和7年1月1日時点で、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業(いわゆる霊柩事業は除く)を営んでいること。
- (2) 島根県内に営業拠点をおく法人、もしくは個人事業主であること。
- (3) 応援金の交付申請時点で事業継続の意向があること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係のある者でないこと。

### (対象車両及び応援金の額)

第4条 応援金の額は、支援対象者が令和7年4月1日時点で事業に使用する、県内において許可又は届け出された事業用車両(霊柩事業用車両、三輪の軽自動車、二輪の自動車及び被牽引車(トレーラー)を除く。)に対して、車両の種類による区分により算定し、決定する。

| 応援金対象車両の種別(道路運動車両法の種別)               | 応援金額          |
|--------------------------------------|---------------|
| 一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する普通・小型自動車(緑ナンバー) | 1台あたり 14,000円 |
| 貨物軽自動車運送事業の用に供する軽自動車(黒ナンバー)          | 1台あたり 4,000円  |

- 2 支援対象者ごとの応援金の額は、50台分を上限とする。
- 3 この応援金は、消費税及び地方消費税を対象とするものではない。

### (応援金の交付申請)

第5条 応援金の交付を受けようとする支援対象者は、以下の書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 応援金交付申請書兼請求書(様式第1号・別紙)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 貨物運送事業の許可を証する書類の写し(ただし、協会の会員は、添付を省略することができる。)
- (4) 申請する車両の自動車検査証記録事項の写し
- (5) 振込先口座が分かる通帳等の写し

### (応援金の交付決定及び額の確定)

第6条 事務局は、前条の申請書の内容を審査し、応援金を交付することが適当と認めるときは、応援金の交付を決定し、支援対象者に通知するものとする。

- 2 事務局は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の通知は、額の確定通知を兼ねるものとする。

### (応援金の交付)

第7条 事務局は、前条の規定による応援金の交付決定及び額の確定を行った場合は、当該支援対象者に応援金を交付するものとする。

### (交付決定の取り消し等)

第8条 事務局は、次の各号のいずれかに該当するときは、応援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要領又は応援金の交付決定の際に付した条件に違反したとき
  - (2) 提出書類の記載事項に虚偽があったとき。
  - (3) 申請時に誓約した内容に違反したとき。
  - (4) 応援金を交付する目的に著しく反する行為があったとき
  - (5) 前各号のほか、業務に関する法令違反など、支援対象者として相応しくないと認められたとき
- 2 事務局は、前項の規定により、応援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する応援金が支給されているときは、当該支給を受けた支援対象者に対し、期限を定めてその返還を命

ずるものとする。

（関係書類の保管）

第9条 支援対象者は、応援金に関する書類を、応援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、応援金の交付に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月18日から施行する。